

# 全 員 協 議 会

日 時 平成 17 年 12 月 6 日 (火)  
本会議終了後  
場 所 第 1・第 2 委員会室

## 【 協議事項 】

- (1) 盛岡市立病院における事故発生について
- (2) アスベスト対策について

## 盛岡市立病院における事故発生について

平成 17 年 12 月 6 日

市 立 病 院

- 1 発生日時 平成 17 年 12 月 5 日
- 2 発生場所 盛岡市立病院 6 階病棟浴室
- 3 発生事故等の概要
  - ・ 内臓疾患により入院中の 50 代男性が浴槽内で倒れているのを看護師が発見（9：55 頃）。
  - ・ 直ちに個室（ハイケア室）に搬送し、救命処置を施す。
  - ・ 人工呼吸、心マッサージ、薬剤投与にも反応せず 10：55 永眠す。
- 4 傷病・損害の程度
  - ・ 発見時において意識不明。救命処置にもかかわらず死亡。
- 5 発生原因等
  - ・ 溺水（原因は不明）
  - ・ 事故を予見、予想できる身体的障害、精神的障害は無かった。
- 6 その他特記事項
  - ・ この男性は事故当日の 9：00 より入浴希望し、予約表に自ら記載していた。
  - ・ 当日 9：00 頃にこの男性の姿を 6 階デイルームにて看護師が認めている。
  - ・ 発見時に医師へ通報すると同時に家人へも急変の連絡を行った。
  - ・ 死亡確認後、主治医が事故死（病死ではない）として盛岡東警察署に電話連絡し、11：30 頃に係員が来院した。

## アスベスト対策について

平成17年12月6日  
環 境 部

## 1 建築物における吹付けアスベスト対策について

## (1) これまでの経過

## ○ 調査

- ・ 市で、市有建築物のアスベスト使用状況の予備的調査（7月21日～29日）と吹付け材の使用状況について再調査を実施（8月12日～24日）。
- ・ 9月2日の記者会見の時点で、市が管理する616の施設のうち吹付け材を使用している施設は66施設と公表。その後、精査した結果65施設で吹付け材の使用が確認された。
- ・ 吹付け材の使用が確認された施設について、アスベストの含有の有無を調査する定性分析<sup>〔注1〕</sup>を、9月～11月に実施した。
- ・ 定性分析でアスベストの含有が確認された13施設のうち、不特定多数の市民が利用する6施設について飛散状況を把握するため濃度測定<sup>〔注2〕</sup>を、11月に実施した。

## ○ 市民への情報提供

- ・ 9月27日、アスベストに関するホームページを立ち上げ、情報提供を行った。

## ○ 基本方針等の策定

- ・ 11月14日、市としての統一的な対応の基本となる盛岡市アスベスト対策基本方針、盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱および盛岡市民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱を定め、ホームページに掲載した。（別添資料のとおり）
- ・ 盛岡市建設業協同組合ほか建築関連4団体に対し、民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱等を送付し、加盟事業者への周知と協力を要請した。

## (2) 分析調査結果 別紙1のとおり

## (3) 今後の対応

- アスベストの含有が確認された13施設のうち、既に封じ込め等の対策がとられている3施設を除く10施設について、12月中旬を目途に定量分析<sup>〔注3〕</sup>を実施する。
- 今回濃度測定を実施しなかった5施設（市民の出入りのない施設）についても、濃度測定を、12月中旬を目途に実施する。
- 現状において、飛散のおそれがある施設は確認されていないが、定量分析の結果を受けて、今後も対策要綱に基づき、定期的な監視及び濃度測定のほか計画的に除去等の対策を実施するものとする。
- 引き続き市民からの環境相談（環境企画課）、健康相談（保健センター）に対応するほか、ホームページにより情報提供を行う。また、1月15日号または2月1日号の広報もりおかで市の状況等について周知を図る。

- 民間建築物に対しては、解体作業等の届出時に指導を徹底するとともに、アスベスト対策指導要綱に基づき、所有者・管理者に対する分析調査の要請を行い、必要に応じ対策を指導する。

## 2 学校・保育所等における調理機器等について

### (1) これまでの経過

- 文部科学省からの情報提供を受け、学校給食調理場におけるアスベスト含有断熱材等を使用した調理機器等の保有状況の調査を、9月～11月に実施。
- これら調理機器等については、製造メーカー等へ問い合わせた結果、アスベストの飛散のおそれがないことを確認した。このうち、回転釜は、アスベスト断熱材が釜の外壁と内壁の間に使用されており、断熱材が調理食材に直接触れる心配はないが、念のため11月28日までに使用を停止した。
- 保育所についても、調理室において同様の回転釜を使用していることが判明したことから、11月30日までに使用を停止した。

### (2) 調査結果 別紙2のとおり

### (3) 今後の対応

- アスベスト含有断熱材等を使用した回転釜の使用停止期間中は、献立の変更などで対応し、すべて冬休み期間終了までに更新することとした。
- 回転釜以外のアスベスト含有断熱材等を使用した調理機器等は、断熱材が被覆、密閉されている状況にあることから当面使用を継続する予定だが、今後アスベストを含有しない製品への代替に取り組んでいくこととする。

## ■用語について

〔注1〕定性分析…吹付け材中のアスベスト含有の有無を把握するために行うもの。

〔注2〕濃度測定…大気中のアスベスト本数を把握するために行うもの。(単位:本/リットル)

〔注3〕定量分析…吹付け材中に含まれるアスベスト含有量の割合(重量パーセント)を把握するために行うもの。

## 盛岡市アスベスト対策基本方針

## (趣旨)

第1 この方針は、アスベストによる環境への影響を防止するため、全庁が連携した総合的な対応  
その他アスベスト問題に関する各種対策の基本となる事項を定めるものとする。

## (定義)

第2 この方針において「アスベスト」とは、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条第1項第1号に定めるものをいう。

## (アスベスト対策)

第3 国、岩手県その他の関係機関との連絡を密にし、関係機関における情報の共有及び連携を図り、次のアスベスト対策を推進するものとする。

## (1) アスベストに係る相談への対応

総括窓口を環境部環境企画課とし、相談内容に応じて関係各課における相談窓口（別紙）において適切に対応するものとする。

## (2) アスベスト使用建築物への対応

## ア 市有建築物

(ア) 市有建築物におけるアスベストの飛散を防止し、良好な環境を保持するため、使用実態の確認を行うとともに、「盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱」を定める。

(イ) 「盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱」に従い、アスベストの飛散防止等の必要な対策を速やかに実施するものとする。

## イ 民間建築物

(ア) 民間建築物におけるアスベストの飛散を防止し、良好な環境を保持するため、「盛岡市民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱」を定める。

(イ) 市の区域内の民間建築物の所有者又は管理者に対し、「盛岡市民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱」に従い、適切な対策を指導するものとする。

## (3) 工事関係者等への指導の強化

ア アスベストを使用する建築物の解体又は補修等を行う工事関係者等に対し、関係法令を遵守させ、確実なアスベスト飛散防止対策を実施させるために必要な指導を行うものとする。

イ 必要に応じ建築物の解体又は補修等の現場及びそれに伴う廃棄物処理等の監視を強化するものとする。

## (4) 市民への情報の提供

アスベストに関する情報を収集し、市民に対して積極的に情報を提供するものとする。

## (推進体制)

第4 アスベスト対策の推進及びこれに係る調整は、この基本方針に基づき、環境部環境企画課が

担当する。

(実施期日)

第5 この方針は、平成17年11月14日から実施する。

別紙 アスベストに関する相談窓口

担 当 内 容		窓 口	電 話
<b>■環境</b>			
大気汚染防止法の届出に関する事		環境部環境企画課	019-626-3754
<b>■健康</b>			
アスベストに係る健康に関する事		保健福祉部保健センター	019-654-5563
<b>■市有建築物</b>			
市営住宅におけるアスベストに関する事		建設部建築住宅課	019-626-7533
市立の社会福祉施設におけるアスベストに関する事		保健福祉部障害福祉課	019-626-7508
市立の老人福祉施設におけるアスベストに関する事		保健福祉部高齢福祉課	019-626-7509
市立の児童福祉施設におけるアスベストに関する事		保健福祉部児童福祉課	019-626-7511
市立の学校施設におけるアスベストに関する事		教育委員会総務課	019-639-9043
市立の病院施設におけるアスベストに関する事		市立病院総務課	019-635-0101
上記以外の市有建築物におけるアスベストに関する事	工事に関する事	建設部建築住宅課	019-626-7533
	維持管理に関する事	当該建築物の管理者	
<b>■水道</b>			
水道事業におけるアスベストに関する事		水道部総務課	019-623-1411
<b>■民間等の建築物</b>			
一般住宅, その他民間建築物におけるアスベストに関する事		環境部環境企画課 都市整備部建築指導課	019-626-3754 019-626-7537
建設リサイクル法の届出に関する事		都市整備部建築指導課	019-626-7537
民間建築物における吹付けアスベスト使用実態調査と所有者への啓発・指導等に関する事		都市整備部建築指導課	019-626-7537
<b>■廃棄物処理</b>			
アスベストを含有するおそれのある一般廃棄物に関する事		環境部ごみ減量推進課	019-626-3755
<b>■融資制度</b>			
事業者におけるアスベスト対策に係る融資制度に関する事		産業部商工労政課	019-626-7538
<b>■全般</b>			
アスベスト全般に関する事		環境部環境企画課	019-626-3754

## 盛岡市市有建築物におけるアスベスト対策要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、アスベストの飛散を防止し、良好な室内環境及び大気環境の保持を図るため、盛岡市アスベスト対策基本方針（平成17年11月14日市長決裁）第3第2号ア(ア)の規定に基づき、市有建築物に使用されている吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材（以下「吹付けアスベスト等」という。）の管理、除去等の飛散防止対策に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有建築物 市が所有し、又は管理するすべての建築物をいう。
- (2) 吹付けアスベスト 防音、耐火等を目的として、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた吹付け材のうち、石綿をその重量の1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (3) アスベスト含有建材 建築物に使用されている建材のうち、石綿をその重量の1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (4) 除去 吹付けアスベストを建築物の壁、柱、天井等からはく離し、撤去する工法をいう。
- (5) 封じ込め 吹付けアスベストを表面固化処理又は浸透固化処理により固定する工法をいう。
- (6) 囲い込み 吹付けアスベストを非石綿建材等で囲う工法をいう。

### (アスベスト総括管理者)

第3 市有建築物における吹付けアスベスト等の総括的な管理を行わせるため、アスベスト総括管理者を置き、環境部環境企画課長をもって充てる。

2 アスベスト総括管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 吹付けアスベスト等の調査及び飛散防止対策の総括に関すること。
- (2) 吹付けアスベスト等の飛散防止対策及び維持管理に関する指導及び啓発に関すること。
- (3) 吹付けアスベスト等の調査結果、飛散防止対策及び維持管理に関する記録の整備に関すること。
- (4) 盛岡市アスベスト問題関係課長会議に関すること。
- (5) 国、岩手県その他の関係機関との連絡調整及び連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、適正なアスベスト管理の実施に関すること。

### (アスベスト管理者)

第4 市有建築物における吹付けアスベスト等の管理を行わせるため、アスベスト管理者を置き、市有建築物を所管する課等の長をもって充てる。

2 アスベスト管理者は、所管する市有建築物（以下「管理施設」という。）に関し、次の業務を行うものとする。

- (1) 吹付けアスベスト等の使用状況の調査に関すること。

- (2) 吹付けアスベスト等の飛散防止対策の実施に関すること。
- (3) 吹付けアスベスト等の維持管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、アスベスト飛散防止に関する管理上必要な業務  
(吹付けアスベスト等を有する管理施設の対応)

第5 アスベスト管理者は、第4第2項第1号の調査の結果、管理施設に吹付けアスベスト等を確認した場合は、表面の状態及び施工場所の使用状況を調査し、別に定める吹付けアスベスト等対策ガイドラインにより、対策をとるものとする。

- 2 前項の対策の決定にあたっては、アスベスト総括管理者及びアスベスト総括管理者が指定する者で構成する検討会の意見を求めるものとする。

(吹付けアスベストの調査)

第6 アスベスト管理者は、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、吹付けアスベストの把握に努めるものとする。

- 2 アスベスト管理者は、アスベストが含まれるおそれのある吹付け材を確認した場合は、アスベストの含有調査を行うものとする。

(吹付けアスベストの飛散防止対策)

第7 第4第2項第2号の飛散防止対策を吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによる。

- (1) 吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況を勘案して適切な工法を選択し、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に準拠し、管理施設の周辺環境及び利用実態等を考慮して仕様を決定するものとする。
- (2) 吹付けアスベストの除去を行う場合で、除去後に耐火、防音等の機能を補う必要があるときは、消防法等の関係法令に留意して対策をとるものとする。
- (3) 管理施設の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのある吹付けアスベストの除去等の場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(吹付けアスベストの維持管理)

第8 第4第2項第3号の維持管理を吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによる。

- (1) 封じ込め又は囲い込みを実施した吹付けアスベスト 封じ込め又は囲い込みの対策を実施した場合は、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存するとともに、施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録することとし、その結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。
- (2) 対策が未実施の吹付けアスベスト 吹付けアスベストの使用されている管理施設において利用頻度の高い場所についてはおおむね月1回、それ以外の場所については6月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期的に点検し、かつ、記録することとし、点検に



より軽微な損傷を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。この場合において、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第5により再度対策をとるものとする。

(アスベスト含有建材の調査)

第9 アスベスト管理者は、第6のほか、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、アスベスト含有建材の把握に努めるものとする。

2 アスベスト管理者は、アスベスト含有建材のうち、保温材、耐火被覆材等アスベスト飛散の可能性が高いとされているものについては、十分に点検を行うものとする。

(アスベスト含有建材の飛散防止対策)

第10 第4第2項第2号の飛散防止対策のうち、アスベスト含有建材を使用する管理施設の解体又は補修等に伴って実施するもの場合は、次に定めるところによる。

(1) 施工業者に対し、建築物に使用されているアスベスト含有建材に関する情報を提供するものとする。

(2) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）に準拠し、管理施設の周辺環境及び利用実態等を考慮して仕様を決定するものとする。

(3) 管理施設の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有建材の解体又は補修等を行う場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(アスベスト含有建材の維持管理)

第11 第4第2項第3号の維持管理をアスベスト含有建材について行う場合は、おおむね年1回、施工場所を点検し、記録するとともに、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第5により再度対策をとるものとする。

(関係法令等の遵守)

第12 アスベスト総括管理者及びアスベスト管理者は、吹付けアスベスト等の使用されている管理施設の維持管理、除去等の対策及びその対策後の廃棄物処理にあたっては、この要綱に定めるほか、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、適正に行わなければならない。

(実施期日)

第13 この要綱は、平成17年11月14日から実施する。

## 盛岡市民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、アスベストの飛散を防止し、良好な室内環境及び大気環境の保持を図るため、盛岡市アスベスト対策基本方針(平成17年11月14日市長決裁)第3第2号イ(ア)の規定に基づき、民間建築物に使用されている吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材(以下「吹付けアスベスト等」という。)の管理及び除去等の飛散防止対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト 防音、耐火等を目的として、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた吹付け材のうち、石綿をその重量の1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (2) アスベスト含有建材 建築物に使用されている建材のうち、石綿をその重量の1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (3) 除去 吹付けアスベストを建築物の壁、柱、天井等からはく離し撤去する工法をいう。
- (4) 封じ込め 吹付けアスベストを表面固化処理又は浸透固化処理により固定する工法をいう。
- (5) 囲い込み 吹付けアスベストを非石綿建材等で囲う工法をいう。

(アスベスト対策の指導)

第3 市長は、市域内の民間建築物の所有者又は管理者に対し、第4から第11までに規定するところにより吹付けアスベスト等の管理及び除去等の飛散防止対策に係る指導及び啓発を行うものとする。

2 市長は、吹付けアスベスト等に関する市民等からの相談に応じるものとする。

(吹付けアスベスト等を有する建築物の対応)

第4 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物に吹付けアスベスト等を確認した場合は、表面の状態及び施工場所の使用状況等を調査し、別に定める吹付けアスベスト等対策ガイドラインにより、対策をとるよう努めなければならない。

(吹付けアスベストの調査)

第5 民間建築物の所有者又は管理者は、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、吹付けアスベストの把握に努めなければならない。

2 民間建築物の所有者又は管理者は、アスベストが含まれるおそれのある吹付け材を確認した場合は、アスベストの含有調査を行うよう努めなければならない。

(吹付けアスベストの飛散防止対策)

第6 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の飛散防止対策のうち、吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによるよう努めなければならない。

- (1) 吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況を勘案して適切な工法を選択し、民間建築物

の周辺環境及び利用実態等を考慮して対策を実施するものとする。

(2) 吹付けアスベストの除去を行う場合で、除去後に耐火、防音等の機能を補う必要があるときは、消防法等の関係法令に留意して対策をとるものとする。

(3) 民間建築物の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのある吹付けアスベストの除去等の場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(吹付けアスベストの維持管理)

第7 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の維持管理を吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによるよう努めなければならない。

(1) 封じ込め又は囲い込みを実施した吹付けアスベスト 封じ込め又は囲い込みの対策を実施した場合は、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存するとともに、施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録することとし、その結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。

(2) 対策が未実施の吹付けアスベスト 吹付けアスベストの使用されている民間建築物において利用頻度の高い場所についてはおおむね月1回、それ以外の場所については、6月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期に点検し、かつ、記録することとし、点検により軽微な損傷を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。この場合において、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第4により再度対策をとるものとする。

(アスベスト含有建材の調査)

第8 民間建築物の所有者又は管理者は、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、当該民間建築物のアスベスト含有建材の把握に努めなければならない。

(アスベスト含有建材の飛散防止対策)

第9 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の飛散防止対策のうち、アスベスト含有建材を使用する当該民間建築物の解体又は補修等に伴って実施するもの場合は、次の各号に定めるところにより実施するよう努めなければならない。

(1) 施工業者に対し、民間建築物に使用されているアスベスト含有建材に関する情報を提供するものとする。

(2) 民間建築物の周辺環境及び利用実態等を考慮して当該民間建築物の解体又は補修等を行うものとする。

(3) 民間建築物の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有建材の解体又は補修等を行う場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(アスベスト含有建材の維持管理)

第10 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の維持管理のうち、アスベスト含有建材

について行う場合は、おおむね年1回、施工場所を点検し、記録するとともに、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第4により再度対策をとるよう努めなければならない。

(関係法令等の遵守)

第11 民間建築物の所有者又は管理者は、吹付けアスベスト等の使用されている当該民間建築物の維持管理、除去等の対策及びその対策後の廃棄物処理にあたっては、この要綱に定めるほか、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、適正に行わなければならない。

(実施期日)

第12 この要綱は、平成17年11月14日から実施する。

# 吹付けアスベスト等対策ガイドライン

## I 判定表

アスベストの状態 部屋等の使用頻度	吹付けアスベスト(対策未実施)		吹付けアスベスト (対策実施済み) アスベスト含有建材
	安定していない	安定している	
高 (不特定多数が利用する)	A	B	C
中 (人が常駐する)			
低 (人が常駐しない)	状況に応じて A or B		

ランクA	① 使用禁止, 立入禁止等の応急措置を実施する。 ② 速やかに除去, 封じ込め, 囲い込み等の処理を行う。	
ランクB	① 計画的に対策を実施する。 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 5px;">                             ア 定期的な監視(点検・記録)を実施する。                              イ 計画的に除去等の対策を実施する。                         </td> </tr> </table>	ア 定期的な監視(点検・記録)を実施する。 イ 計画的に除去等の対策を実施する。
ア 定期的な監視(点検・記録)を実施する。 イ 計画的に除去等の対策を実施する。		
ランクC	① 適切な維持管理に努め, 解体又は補修時等に除去等の対策を実施する。	

## II 用語の説明

- 1 「安定していない状態」とは、
- (1) 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合
  - (2) 繊維のくずれがある場合
  - (3) 繊維の垂れ下がりがある場合
  - (4) 吹付け面全体に損傷・欠損がある場合
  - (5) 床面に破片が頻繁に見られる場合
  - (6) 吹付け材が下地と遊離している場合
- をいう。

- 2 「安定している状態」とは、
- (1) 吹付け面にひっかき傷やかすり傷等の物理的損傷がない場合
  - (2) 下地の腐食, ひび割れ等の影響による損傷がない場合
  - (3) 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合
  - (4) 下地と吹付け層との間が遊離し, 浮いた状態でない場合
- をいう。

- 3 使用頻度—「高」： 体育館, 講堂, ホール, 会議室等  
 「中」： 教室, 病室, 居室, 事務室, 機械室等  
 「低」： 機械室, ボイラー室, 倉庫, 車庫, 非常階段等

吹付けアスベスト定性分析調査結果一覧

[別紙1-1]

■ 吹付け材にアスベストが含有されていることが確認された施設【13施設】

No	所管課等	名称	建築年月	部屋名称	現況	定性	濃度	定量	ランク
1	管財課	市庁舎本館	S37.10	8階ホール	封じ込め(S58)		○		C
2	市民活動推進課	青山地区活動センター	S54.4	1階機械室・3階物置		○	○	○	B
3	市民活動推進課	仙北地区活動センター	S55.4	1階機械室	封じ込め(H8)				C
4	男女参画国際課	女性センター別館	S48.3	2階各室、一部天井材あり		○	○	○	B
5	児童福祉課	とりょう保育園	S48.5	調理室・職員休憩室・職員トイレ 保育室(1階全天井)	囲い込み(S62)	○	○	○	B C
6	保健センター	保健センター(旧館)	S54.6	4階大ホール・集団指導室	囲い込み(S62)	○	○	○	C
7	施設管理課	松園汚水中継ポンプ場	S50	ポンプ室ほか4室		○		○	B
8	施設管理課	中川ポンプ場	S61	換気ファン室ほか4室		○		○	B
9	施設管理課	中川原終末処理場	S35	旧発電機室 (4カ所中1カ所のみアスベスト検出)		○		○	B
10	生涯学習スポーツ課	市立図書館	S46.11	ホール、新聞閲覧室、カウンター上部		○	○	○	B
11	水道部総務課	水道部庁舎	S48.9	地下ボイラー室	封じ込め+囲い込み(H1)				C
12	水道部総務課	羽場浄水場	S63.3	1階自家発電室		○		○	B
13	水道部総務課	山岸ポンプ場	S51.3	1階電気室ほか2室		○		○	B

○印は、今年度調査を実施した、又は実施予定のもの

■ 調査中の施設【1施設】

No	所管課等	名称	建築年月	備考
1	児童福祉課	かつら荘	S56.4	2階ボイラー室、12月末結果判明

■ 吹付け材にアスベストが含有されていないことが確認された施設【51施設】

No	所管課等	名称	建築年月	備考
1	消防防災課	本町地区コミュニティ消防センター	H4.2	
2	市民登録課	市火葬場	S57.4	
3	都南総合支所	都南総合支所	S58.11	
4	市民活動推進課	加賀野地区活動センター		
5	市民活動推進課	太田地区活動センター	S59.4	
6	清掃業務課	三ツ割事業所	S51.4	
7	清掃業務課	門事業所	S42.1	
8	高齢福祉課	仙北老人デイサービスセンター	H3.2	
9	児童福祉課	くりやがわ保育園	S55.4	
10	児童福祉課	みたけ保育園	S53.4	
11	児童福祉課	乙部保育園	S53.4	
12	児童福祉課	東見前保育園	S54.4	
13	商工労政課	中高年齢者労働福祉センター	S54.7	
14	商工労政課	都南サイクリングターミナル	S59.3	
15	商工労政課	盛岡手づくり村	S61.2	
16	建築住宅課	青山西アパート1号館	H5	
17	建築住宅課	青山西アパート2号館	H4	
18	建築住宅課	青山西アパート3号館	H6	
19	建築住宅課	仙北西アパート1号館	S61	
20	建築住宅課	仙北西アパート2号館	S62	
21	建築住宅課	仙北西アパート3号館	S62	
22	建築住宅課	仙北西アパート4号館	S63	
23	建築住宅課	仙北西アパート5号館	S63	
24	建築住宅課	仙北西アパート6号館	H元	
25	建築住宅課	仙北西アパート7号館	H元	
26	建築住宅課	仙北西アパート8号館	H2	
27	建築住宅課	仙北西アパート9号館	H2	
28	建築住宅課	仙北西アパート10号館	H3	
29	建築住宅課	仙北西アパート11号館	H4	
30	施設管理課	下道ポンプ場	S44	
31	施設管理課	桜台汚水処理施設	S56	
32	施設管理課	神子田ポンプ場	S37	
33	教育委員会総務課	厨川小学校	S42.3-H3.3	
34	教育委員会総務課	本宮小学校	S52.3-H11.3	
35	教育委員会総務課	川目小学校	S50.6-S59.12	
36	教育委員会総務課	手代森小学校	H3.6-H5.3	
37	教育委員会総務課	上田中学校	S63.12-H9.3	
38	教育委員会総務課	河南中学校	S28.3-S63.1	
39	教育委員会総務課	仙北中学校	S34.3-H3.3	
40	教育委員会総務課	米内中学校	S62.3-H7.3	
41	教育委員会総務課	北陵中学校	S47.3-S62.2	
42	教育委員会総務課	乙部中学校	S63.7-H15.3	
43	教育委員会総務課	市立高校	S56.11-H5.3	
44	生涯学習スポーツ課	中央公民館	S35.3	
45	生涯学習スポーツ課	上田公民館	S59.11	
46	生涯学習スポーツ課	西部公民館	H6.5	
47	生涯学習スポーツ課	乙部地区公民館	H5.4	
48	生涯学習スポーツ課	武道館	S56.3	
49	文化課	子ども科学館	S58.3	
50	水道部総務課	公用車車庫	S48.9	
51	水道部総務課	中央第2取水場	S63.3	

## ■ 吹付けアスベスト分析調査総括表

	アスベスト含有あり		調査中	アスベスト含有なし	合計
	今回調査で確認	以前の調査で確認			
施設数	10	3	1	51	65

## ■ 大気中のアスベスト濃度測定について

調査は、吹付け材にアスベストが含有されていることが確認された施設(13施設)のうち、特に不特定多数の市民が利用する6施設について行った。

(単位:本/リットル)

施設名称	採取日	測定点	石綿粉じん濃度	現況
No.1 市庁舎本館	H17.11.19	8階ホール[No.1]	0.5未満	封じ込め済(S58)
		8階ホール[No.2]	0.5未満	〃
		東側入口[外部]	0.5未満	—
No.10 市立図書館	H17.11.21	新聞閲覧室	0.5未満	
		ホール天井[2階]	0.5未満	一部囲い込み済(H17)
		ホール天井[3階]	0.5未満	一部囲い込み済(H17)
		カウンター上部	0.5未満	
No.2 青山地区活動センター	H17.11.24	1階機械室	0.5未満	
		3階物置	0.5未満	
		西側駐車場付近[外部]	0.5未満	—
No.5 とりよう保育園	H17.11.27	保育室[2歳児室]	0.5未満	囲い込み済(S62)
		保育室[ホール]	0.5未満	囲い込み済(S62)
		調理室	0.5未満	
		職員休憩室	0.5未満	
		職員トイレ	0.5未満	
No.4 女性センター別館	H17.11.27	2階第1講習室・ロビー・読書コーナー	0.5未満	
		2階女便所	0.5未満	
		2階事務室・更衣室	0.5未満	
		2階託児室	0.5未満	
		2階第1和室	0.5未満	
		2階調理室	0.5未満	
No.6 保健センター(旧館)	H17.11.27	大ホール	0.5未満	囲い込み済(S62)
		集団指導室	0.5未満	囲い込み済(S62)
		1階玄関付近[外部]	0.5未満	—

## \* 定量下限値について

定量下限とは、分析方法において、目的物質の定量が可能な最小値、または濃度のことをいう。

室内環境における定量限界は0.5本/リットル(国土交通省大臣官房官庁営繕部編:公共建築改修工事標準仕様書)。

【学校・共同調理場】

	保有 状況	内 訳						
		回転釜	揚物機	焼物機	蒸し器	食器消毒 保管庫	炊飯器	食器 洗浄機
含有形態		断熱材	断熱材	断熱材	断熱材	断熱材	パッキン	パッキン
保有施設数 (学校・施設)	27	12	7	4	3	8	4	7
保有機器数 (台)	60	26	7	4	3	8	5	7

【保育所】

	保有 状況	内 訳						
		回転釜	揚物機	焼物機	蒸し器	食器消毒 保管庫	炊飯器	食器 洗浄機
含有形態		断熱材				断熱材		
保有施設数 (保育所)	5	3				2		
保有機器数 (台)	5	3				2		